

3章

一般社団法人のQ&A

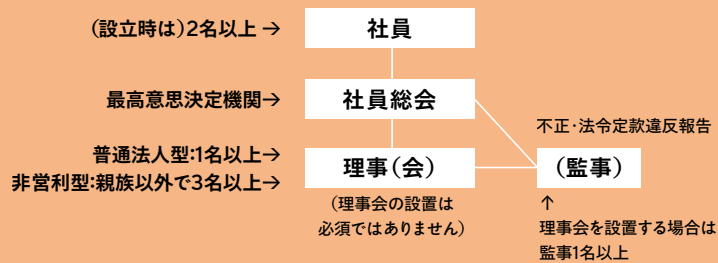
Accounting / tax
for arts and culture
Q&A Book

一般社団法人

一般社団法人は、人（社員）が集まって設立された**非営利の法人**です。定款認証と設立登記により、許認可がなくても設立することが可能です。非営利型法人（収益事業課税）と非営利型以外の法人（普通法人型／全所得課税）に分類されます。一般社団法人における「非営利」とは「発生した利益を構成員に分配できない」という意味であるため、利益を得てはいけないという意味ではありません。そのため、行う事業に制限はなく、利益を得ても構いません。

一般的な組織構成

一般社団法人の組織構成は、設立時には2名以上の社員が必要（設立後には1名に減らすことができますが、0人になると解散の原因になります）で、1人以上の理事を置く必要があります。また、理事会を設置する場合は、理事3人以上、監事1人以上を置きます。



一般社団法人が非営利型法人となるための4要件

- ① 剰余金の分配を行わないことを定款に定めている
- ② 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めている
- ③ 上記①及び②の定款の定め違反する行為（上記①、②及び下記④の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと
- ④ 各理事について理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下である（親族関係のない理事が3人以上）

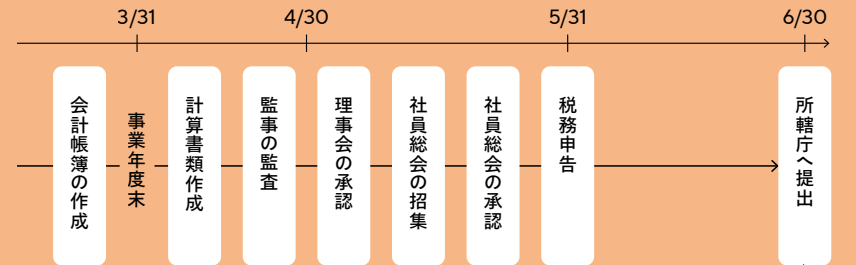
「法人税法2九の二イ、法人税法施行令30」より

会計の拠り所となるルール

一般社団法人の会計は、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする」とされています。一般に公正妥当と認められる会計の慣行とは、公益法人会計基準、企業会計基準、NPO法人会計基準が挙げられますが、どの会計基準に準拠すべきかは、強制されていません。（会計処理は同じで、表示が異なります）

決算スケジュールの例

一般社団法人の決算スケジュールは以下の通りです。ここでは3月決算で、法人税の申告が必要な場合を例にしています。監事や理事会を設置していない場合は、監事の監査、理事会の承認をそれぞれ省略することが可能です。



定時社員総会を事業年度終了後3カ月以内に開催する旨を定款に定めると、3月決算の場合、6月中に定時社員総会を開催することも可能です。その場合、「申告期限の延長の特例の申請書」を提出することで、法人税等の申告についても事業年度終了後3カ月以内（定時社員総会后）に申告する事ができます。

POINT 一般社団法人における「基金」について

一般社団法人には「基金」制度が設けられています。基金の設定は任意で、社員や社員以外の第三者から集め、活動資金や基礎財産として扱えます。基金は返還義務があるため会計上では負債に該当します。しかし返還に際しては定款に一定の制限が定められ、社員総会の決議（返還が認められるのは純資産が基金を超える部分のみ）によって行わなければなりません。基金の違法な返還をした場合には責任を問われるため注意が必要です。会計上は貸借対照表の純資産の部（正味財産の部）に記載します。

Q 一般社団法人には どんな種類がありますか？

25

アートコレクティブとして一般社団法人の設立を考えていますが、一般社団法人の種類について教えてください。 [アーティスト Aさん]

A 「非営利型」と「非営利型以外（普通法人型）」の 2つに分類されます。

一般社団法人には大きく分けると2種類あり、法人税が収益事業のみ課税される「非営利型」と、全ての所得に対して法人税が課税される「非営利型以外」（以後、この冊子では「普通法人型」として解説します）があります。非営利型法人になるには必要な要件があり、詳しくは(Q.27)で解説していますので、ご参照ください。

Q 一般社団法人でも 利益を出してよいのでしょうか？

26

今年度はイベント事業がうまくいき、経費を差し引いたとしても大幅に利益が出てしまいそうです。一般社団法人でも利益を出してよいのでしょうか？

[一般社団法人代表理事 Kさん]

A 利益を出して問題ありません。

誤解されがちではありますが、一般社団法人が利益を得ることについては問題ありません。また、行う事業について制限もありません。例えば、一般的に株式会社のイメージが強いソフトウェア開発等の事業でもよく、特に公益的な事業である必要もありません。

もしかしたらKさんが「利益を出してもよいのか」という疑問を持たれたのは、「一般社団法人には非営利型がある」という話から想起されたのかもしれませんがね。この場合の「非営利」は、「得た利益を構成員に分配してはいけない」「得た利益は次の事業に再投資されることが想定されている」という意味で、「非営利型」だったとしても「利益を出してはいけない」ということではありません。

Q 非営利型法人に必要な条件は？

27

今までそんなに気にしていなかったのですが、再度団体の運営方針を確認しようと思い勉強中です。非営利型法人に必要な条件を教えてください。

[一般社団法人代表理事 Sさん]

A 要件が4つあり、 全ての要件を満たす必要があります。

非営利型法人であるためには、要件が4つあります。全ての要件を満たす必要があり、一つでも要件を満たさないと、普通法人型になります。

- ① 剰余金の分配を行わないことを定款に定めている
- ② 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めている
- ③ 上記①及び②の定款の定め違反する行為（上記①、②及び下記④の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと
- ④ 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること

「法人税法2九の二イ、法人税法施行令3〇」より

まず、①と②の2要件を満たすためには、定款への記載が必要です。

③については、①・②の定め違反していないか、形式ではなく実態で判断します。またこれらの要件の該当期間中、特定の個人または団体に特別の利益を与えること（無償や著しく低い金額で何かを譲渡したり貸し付ける等）を行っていた場合、要件を満たしません。

④は「親族関係のない理事が3人以上登記されている必要がある」ということです。これは登記簿謄本（登記事項証明書）を参照して確認します。



非営利型で「収益事業」にあたるケースは？

28°

非営利型の一般社団法人として演劇の公演事業を始めたいのですが、これは「収益事業」にあたりますか？

[演劇団体メンバー Tさん]



法人税のルールが適用されるので、「特掲34業種」の表を確認してみましょう。

非営利型の一般社団法人は、「法人税法上の収益事業」にのみ課税されます。事業が「法人税法上の収益事業」にあたるかどうかは、「法人税法施行令5条の特掲事業:34業種」(以下、特掲34業種)と照らし合わせて判断します。NPO法人の章で紹介した「特掲34業種」と同様の考え方なので、[Q.17](#)をご参照ください。

Tさんが検討されている演劇公演は、一般的には特掲34業種のうち「26興行業」に当たるため法人税が課税されます。ただし、出演者のギャランティーが発生しないチャリティ興行の場合は、課税対象から除外されたり、また「付随事業」等の例外もあります。特掲34業種の例外ケースについては[Q.18](#)を確認してください。



会報誌の売上に法人税は課税されますか？

29°

会報誌の作成は「法人税法上の収益事業」にあたらないと聞いたことがあります。当団体でも、会員向けに会報誌を1冊200円で有償配布したいと考えているのですが、その売上に関して法人税は課税されますか？

[芸術団体事務局 Nさん]



「特掲34業種」が必ず課税となるわけではなく、例外となるケースがいくつかあります。

おっしゃるとおり、特掲34業種の「12出版業」において、主に会員向けに配布する会報、もしくはそれに準ずる出版物を配布する目的で行う出版は、一般向けの出版とは異なるので、法人税が課されない「除外事例」です。

このように一般社団法人が行う事業が、特掲34業種に該当したとしても、必ず法人税が課税されるわけではありません。除外事例の具体的な事例や考え方は、NPO法人の章で紹介した[Q.18](#)と同様なので確認してください。



複数事業を行っている場合の会計処理で注意すべき点は？

30°

ワークショップの企画・運営や、人材養成講座、展覧会等複数の事業を行っています。その場合の会計処理で注意すべき点を教えてください。

[アートプロジェクトメンバー Hさん]



各事業別に区分経理をしましょう。

一般社団法人は法人税法上の計算で非収益事業のみの損益計算書の作成が必要になるため、複数の事業を行う場合、区分経理を行うことをおすすめします。区分経理とは、事業ごとに収入・費用を集計する考え方で、収益事業と非収益事業を分類し、かつ、どちらにも係る共通部門に区分する必要があります。会計ソフトの部門別管理機能を使えば比較的容易に記帳できます。NPO法人の章でも事業別区分経理の考え方に触れているので、[Q.21](#)を参照してください。

Q 助成金・補助金を受けた場合、法人税の計算はどうなりますか？

31

今年度は積極的に補助金・助成金を申し込む予定です。審査が通って交付された場合、そこで得た補助金・助成金は法人税の課税対象になりますか？

[アートプロジェクトメンバー Mさん]

A 「受取助成金」として取り扱い、対象事業ごとに課税されるか否かが分かります。

助成金・補助金は会計上、「受取助成金」として取り扱います。受取助成金は法人の通常の事業活動から生じる「事業収益」とは別物ですが収益の一種です。課税されるかどうかは、その支給の対象となる事業が「法人税法上の収益事業」であるか否かということがポイントとなります。

具体的な判断については、[Q.24](#)で紹介していますので、ご確認ください。

Q 一般社団法人の理事・監事への給与支払いでの注意点は？

32

一般社団法人の主催でアートプロジェクトを運営しています。理事や監事へ給与を支払いたいのですが、その場合に、注意すべき点を教えてください。

[アートプロジェクト事務局 Yさん]

A 理事や監事の役員報酬には法人税法上の制限があるため注意が必要。

一般社団法人の役員に対して役員報酬を支払うことができますが、その支給方法には一定のルールが存在します。

役員への報酬を損金に算入する場合は、基本的に「定期同額給与」として毎月固定の金額を報酬として支払います。また「事前確定届出給与」として、前もって支払いの金額と支給日を決めて税務署に届出書を提出することにより、損金算入することもできます。

具体的な考え方は、営利法人の章で給与の支払い方法として詳細に紹介しているので、

[Q.49](#)を確認してください。

Q 「みなし事業年度」とはなんですか？

33

理事2名の普通法人型としてはじめた団体ですが、理事が3名になり非営利型の要件を満たしました。その際「みなし事業年度」として年度を区切ると聞きました。「みなし事業年度」とはなんですか？

[一般社団法人代表理事 Rさん]

A 期首から法人の区分が変わった日までを一つの事業年度とみなす、法人税法上の考え方です。

組織設計が変更されて、普通法人型から非営利型になる場合も、非営利型から普通法人型になる場合にも共通して「みなし事業年度」という考え方があります。一般社団法人特有の考え方です。

3月決算の場合は4月から3月が事業年度ですが、法人税法上は法人の区分が変わった場合、「みなし事業年度」としてその時点で事業年度を区切ります。

つまり元が非営利型法人なら、期首から「非営利型法人の要件に該当しなくなった日」まで、元が普通法人型なら、期首から「非営利型法人の要件の全てに該当することになった日」までを一つの事業年度とみなし、そこで一旦法人税の申告が必要になります。

Rさんが理事を務める一般社団法人のケースだと、その年の事業年度開始日から、理事を3名に増員し、非営利型の要件を満たした日の前日までを区切ります。その後、非営利型法人となった日から事業年度終了までを法人税申告の事業年度とします。これが「みなし事業年度」です。



収益事業を行っていない場合は 税務申告は不要？

34

非営利型の一般社団法人で活動をしています。「法人税法上の収益事業」は行っていないのですが、税務申告はしなくていいですか？

[芸術団体事務局 Wさん]



法人税は申告不要ですが、 地方税の均等割は課税される場合があります。

Wさんのように非営利型の一般社団法人で「法人税法上の収益事業」を行っていない場合は、法人税の課税がないため申告不要です。ただし、地方税の均等割は収益事業を行っていない場合でも課税される場合があります。

■ 地方税の均等割とは

均等割とは、所得金額の多少に関わらず、つまり赤字でも黒字でも一定額が課税される地方税（法人住民税）です。

■ 一般社団法人の均等割減免は自治体ごとに条件を確認

収益事業を行っていないNPO法人については、多くの自治体で均等割が減免されていますが、収益事業を行っていない一般社団法人については、減免されている自治体と減免されていない自治体があります。そのため、各道府県税事務所や市町村役場に問い合わせて確認する必要があります。

例えば、東京都の場合は減免されていないので、収益事業を行っていない一般社団法人でも必ず均等割申告が必要ですが、神奈川県や横浜市には減免の制度があります。減免されている自治体においても減免を受けるには申請書の提出が必要なので注意してください。

均等割申告が必要な一般社団法人は、事業年度に関係なく毎年4月1日から3月31日までを1年の期間として、4月30日までに均等割の申告と納付を行うことになります。



一般社団法人の消費税計算のポイントは？

35

「一般社団法人は消費税の計算が特殊だ」と聞いたことがあるのですが、本当でしょうか？

[アートプロジェクトチーム Aさん]



「特定収入に係る課税仕入等の税額」という 特殊な計算をする場合があります。

一般社団法人の場合においてもNPO法人と同様に、寄附金・助成金・補助金を収益として計上している場合は、「課税仕入にかかる消費税」を全額差し引くことができない制限（仕入税額控除の除外制限）がかかることがあります。そのため納付すべき消費税額が増えてしまうことがあります。このように「課税仕入にかかる消費税」のうち差し引くことができない税額を「特定収入に係る課税仕入等の税額」といいます。

非営利型・普通法人型を問わず、一般社団法人全般にこの特例が適用されます。「特定収入に係る課税仕入れ等の税額」や消費税計算方法についての具体的な解説は、NPO法人の章 [Q.23](#) と同様なので確認してください。

非営利法人が事業年度の途中で新たに収益事業を開始するには？

税理士・谷夏比古

ここまでご紹介したとおり、非営利法人（NPO法人や非営利型の一般社団法人等）は、「法人税法上の収益事業（以下、収益事業）」を実施することができます。ただし、事業年度の途中で新たに収益事業を開始した場合には、税務上の手続きや注意しなければならない点があります。

例えば、もともと収益事業を行っていなかった芸術団体が、有料のセミナー事業を年度の途中からはじめる等、事業内容が変わることはよくあります。そういった場合、なにに注意すべきで、どんな手続きが必要になるのか、3つのポイントに分けて解説します。

■ポイント1：届出書等の提出が必要

事業年度の途中で新たに収益事業を開始した場合には、納税地を所轄する税務署に「収益事業開始届出書」の提出が必要であり、所轄の都道府県税事務所および市町村に「異動届出書」の提出が必要です。また、税務署には「青色申告の承認申請書」を併せて提出しましょう。

収益事業開始届出書

非営利型の一般社団法人やNPO法人等（以下、公益法人等）又は人格のない社団等^{*1}が、新たに収益事業を開始した場合には、納税地を所轄する税務署長に「収益事業開始届出書」の提出が必要です。非営利型法人以外（普通法人型）の一般社団法人は、収益事業課税ではないため提出の必要はありません。「収益事業開始届出書」の提出期限は、収益事業を開始した日以後2カ月以内です。収益事業開始時点における収益事業についての貸借対照表と定款、寄附行為、規則もしくは規約又はこれらに準ずるものの写しを添付します。

^{*1}「人格のない社団等」については、任意団体編の [Q.36](#) [Q.38](#) 参照

異動届出書

収益事業を開始する等異動事由が発生した場合には、所轄の都道府県税事務所および市町村に「異動届出書」の提出が必要です。東京都の場合は、変更の日から10日以内に、所管の都税事務所・支庁に提出します。なお、各自治体により届出書の様式や提出期限が異なる場合がありますので、各自治体のホームページで確認してください。

青色申告の承認申請書

収益事業を開始することに伴い青色申告の承認を受けようとする場合は、納税地を所轄する税務署長に「青色申告の承認申請書」を提出します。「青色申告の承認申請書」の提出期限は、収益事業を開始した日以後3カ月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日です。

■ポイント2：収益事業開始の日の前後で「みなし事業年度」が発生

収益事業を行っていない公益法人等または人格のない社団等が事業年度の途中で新たに収益事業を開始した場合には、「事業年度開始の日から収益事業を開始した日の前日までの期間」と「収益事業を開始した日からその事業年度終了の日までの期間」をそれぞれ一事業年度とみなします。これを「みなし事業年度」^{*2}と呼び、このみなし事業年度に係る法人税・地方税について申告・納付を行います。収益事業を開始した日から事業年度の終了の日までの期間を一事業年度とみなして申告・納付をする点にご注意ください。

^{*2}「みなし事業年度」については、一般社団法人編の [Q.33](#) 参照

■ポイント3：均等割の免除を受けている公益法人等は申告納付に注意

均等割の免除^{*3}を受けている公益法人等が、収益事業を開始した場合は、「均等割のみを課される算定期間の開始の日（4月1日）から、収益事業を開始した日の属する月の前月末日までの均等割」と、「収益事業を開始した日の属する月の初日から事業年度の終了の日までの均等割」を合算して申告納付します。

^{*3}「均等割の免除」については、一般社団法人編の [Q.34](#) 参照

以上、3つのポイントを解説しました。芸術文化の現場ではしばしば、事業内容の変更や追加はあくまで事業運営側に関わることとされ、会計・税務視点での変更点を見逃されがちです。しかし、会計・税務は基本的に法人の活動内容と連動します。そのため、法人内においても事業実施を担うメンバーと事務面を担うメンバーで、常に情報共有をしながら組織運営をするように心がけてください。